

加東市国民健康保険税の上限額が変わりました

万一の病気やけがに備えて、加入者がお互いに助け合う国民健康保険事業は、加入者のみなさまから納めていただく「国民健康保険税」と「国・県・市の公的負担など」を財源として、医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付を行っています。

【国民健康保険税の上限額（課税限度額）について】

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分（40歳以上65歳未満対象）に分かれており、それぞれに納付いただく上限額を定めています。

平成28年度は、国民健康保険法施行令および地方税法施行令の一部改正に伴い、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の上限額をそれぞれ2万円ずつ引き上げます。（税率などは変更ありません）

健全な国民健康保険財政を維持するために、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



【国民健康保険税の算定方法】

平成28年度の国民健康保険税率表		医療給付費分全加入者対象	後期高齢者支援金等分全加入者対象	介護納付金分40歳以上65歳未満対象
①所得割額	被保険者の平成27年中の基準総所得金額に対し	6.64%	2.62%	2.10%
②均等割額	被保険者1人ごとに	26,600円	9,900円	10,200円
③平等割額	1世帯ごとに	A、B以外の世帯	7,600円	6,000円
		A 特定世帯	3,800円	
		B 特定継続世帯	5,700円	
④上限額		54万円 (52万円から変更)	19万円 (17万円から変更)	16万円

①～③の合計額または④のどちらか少ない額が1年間の国民健康保険税額です。

※特定世帯・・・国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移られたことにより、残りの国民健康保険加入者が1人だけになった世帯。

※特定継続世帯・・・特定世帯になってから5年から8年までの世帯。

国民健康保険税の軽減対象を拡大します！

○2割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます

（現行）33万円 + 47万円 × 被保険者数

（改正後）33万円 + 48万円 × 被保険者数

○5割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます

（現行）33万円 + 26万円 × 被保険者数

（改正後）33万円 + 26万円 × 被保険者数 + 26万円 × 被保険者数

※被保険者には、特定同一世帯所属者を含みます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する方をいいます。

問い合わせ

○国民健康保険の加入や脱退の手続き、医療について
市民生活部保険・医療課 庁舎1階
☎43-0500

○国民健康保険税について
総務部税務課（庁舎1階）
☎43-0397

後期高齢者医療のお知らせ

保険証が新しくなります

現在お使いの『後期高齢者医療被保険者証（保険証）』の有効期限は、7月31日(日)です。7月中旬に新しい保険証をお届けしますので、8月1日(月)からは新しい保険証をご使用ください。

なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証をお届けすることがあります。納付が困難な事情のある方は、お早めに保険・医療課までご相談ください。

平成28年度保険料額決定通知書をお届けします

平成27年中の所得に応じて計算した、被保険者お一人おひとりの保険料額を7月中旬にお知らせします。

決定通知書に納付書が同封されている方は、記載されている納期限までに、市役所または金融機関でお支払いをお願いします。

◎所得の低い方や、制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、保険料が軽減されます。



限度額適用・標準負担額減額認定証

『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、各医療機関で提示することにより、それぞれの医療機関で1か月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までに減額されるものです（入院時の食事代についても減額されます）。現在、減額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい保険証とともに新しい減額認定証をお届けします。

世帯員全員が住民税非課税の方で、新規に減額認定証の交付を希望される方は、保険・医療課へ申請してください。



保険料のお支払い方法

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きいただく必要はありません。7月に確定する年間保険料額から仮徴収分(4月・6月・8月)を差し引き、残った額を10月・12月・2月の3回の納期に分けてお支払いいただきます。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで、毎月納付いただきます。納付には、お支払いに手間がかからない便利な口座振替が便利です。金融機関に通帳とお届け印をご持参いただくことで、登録いただけます。

◎「災害で大きな損害を受けた」「所得の著しい減少があった」などで、保険料を納めることが困難な方は、申請することによって、保険料の減免を受けることができます。詳しくは保険・医療課にご相談ください。



問い合わせ 市民生活部保険・医療課
(庁舎1階) ☎43-0501

第24回参議院議員通常選挙 ～みなさんそろって、投票しましょう～

投票日 7月10日(日) 投票時間 7時から20時まで

【期日前投票】

投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票ができます。

投票場所 加東市役所1階 ロビー
投票期限 7月9日(土)
投票時間 毎日8時30分から20時まで
※期日前投票には宣誓書の提出が必要です。
※入場券が届いている場合は、入場券裏面の宣誓書に氏名等を記入のうえ、ご持参ください。(入場券がなくても投票できます)

【不在者投票制度】

期日前投票以外に、指定施設や加東市外の滞在地等で不在者投票をすることができます。不在者投票には一定の要件や手続きが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

問い合わせ 加東市選挙管理委員会
(庁舎4階) ☎43-0399



平池公園 夏のフェスティバル

開催日 7月16日(土) 17時30分～21時
※雨天時は17日(日)に順延。

場所 加東市平池公園
内容 地元こども園・幼稚園・小学校の子どもたちや各種団体によるステージイベント、総おどり、打ち上げ花火

問い合わせ 地域創造部商工観光課(庁舎3階) ☎43-0530

